

白山市中小企業振興計画 (後期)

令和5年3月
白山市

目 次

はじめに-----	1
-----------	---

1. 白山市中小企業振興計画の目的
2. 白山市中小企業振興計画の位置づけ
3. 白山市中小企業振興計画の期間

第 1 章 中小企業振興の方向性-----	2
-----------------------	---

1. 白山市中小企業振興基本条例の概要
(基本理念、基本施策、関係者の責務と役割)

第 2 章 計画の推進に向けての施策-----	4
-------------------------	---

1. 基本施策の展開
2. 推進体制、進捗管理と検証

資料編-----	33
----------	----

1. 中小企業の現状
2. 白山市中小企業振興条例
3. 白山市中小企業振興計画（後期）の策定経過

はじめに

1. 白山市中小企業振興計画の目的

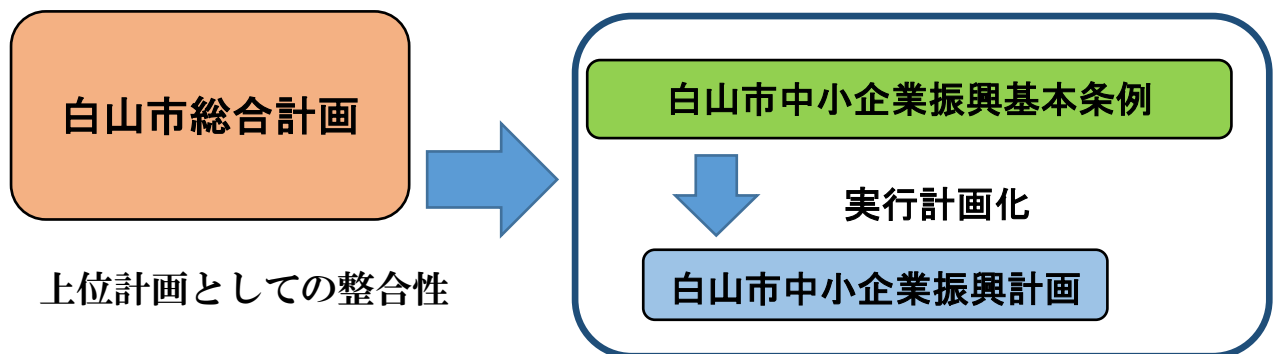
白山市は、平成28年3月24日、市内中小企業の支援を目的に「白山市中小企業振興基本条例」を制定しました。白山市中小企業振興計画は、この条例に基づき各種支援策を総合的かつ計画的に実施するための実行計画であり、地域経済の持続的な発展と地域活力を促進することを目指すものです。

全国的な人口の減少に伴う地域活力の低下が懸念される中、安心して生活を営み、子育てに優しい地域社会を築くことが重要であり、住みやすい魅力あるまちづくりを進めることにより、若者の定住化、活力にあふれる地方の創生を目指すことが急務となっています。

このような状況の中、地域社会の活力と雇用を支える中小企業が果たす役割は極めて大きく、中小企業者の自助努力とともに、特にその多数を占める小規模事業者を地域社会全体で育て、支援していくことが重要となっています。

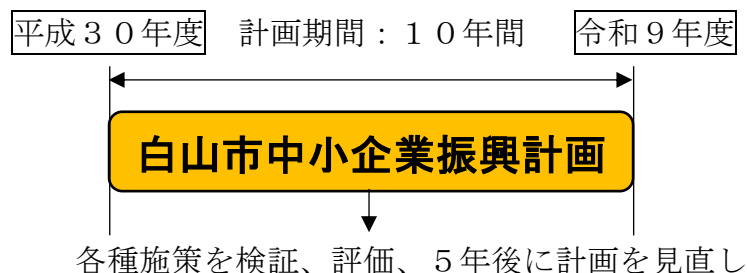
2. 白山市中小企業振興計画の位置づけ

白山市中小企業振興計画は、「白山市中小企業振興基本条例」に基づき、具体的に産業振興を図るための施策を示すものです。また、白山市総合計画を上位計画とし、整合性を保ちながら産業振興施策を進めていくこととなります。



3. 白山市中小企業振興計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～令和9年度までの10年間です。策定後5年を経過したので、社会経済の変化に対応するため検証と評価を行い、見直しを行いました。



第1章 中小企業振興の方向性

1. 白山市中小企業振興基本条例の概要

白山市中小企業振興基本条例では、地域の雇用や経済を支える中小企業の振興について、市の姿勢を明確に示すもので、中小企業振興についての「基本理念」、「基本施策」、「市の責務」、「中小企業者の責務」、「経済団体の役割」、「大企業者の役割」、「市民の理解と協力」などを定めています。

中小企業者は、多様な事業の分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる4つの基本理念にのっとり推進します。

基本理念

- (1) 中小企業者自らの経営向上及び業務改善等の自主的な努力の尊重
- (2) 多様な技術及び産業基盤並びに地域資源の活用
- (3) 市民の雇用機会の確保と中小企業者が求める人材の育成
- (4) 中小企業者、市民、市等が連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たすこと

この基本理念に基づき、9つの基本施策を推進します。

基本施策

- (1) 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策
- (2) 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策
- (3) 経営革新を支援する施策
- (4) 人材の確保及び育成を支援する施策
- (5) 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策
- (6) 産学官の連携並びに異業種を含めた企業間の連携による事業の共同化を促進する施策
- (7) 資金調達の円滑化の促進を図るための施策
- (8) 企業立地を促進する施策
- (9) その他、基本理念の実現に資するために必要な施策

市民、事業者及び市(行政)が相互理解と信頼のもと、一体となって中小企業の振興を推進します。市内の産業を支える中小企業は、まちの元気の源です。

白山市が住みやすい、魅力あるまちづくりを進めるには、中小企業が発展し、働く人々が生きがいを得ることが大切です。

そのためには、中小企業者等、市民、市(行政)がお互いの立場・役割を理解し、中小企業の振興を推進することが必要です。

市の責務

市は、中小企業者をはじめとした産学金官及び経済団体との連携を図り、効果的に施策を策定し、実施するものとします(国や県等との連携、施策の実施、財政上の措置)。

中小企業者の責務

中小企業者は、経済的社会的な環境の変化に即応するため、経営の革新、経営基盤の強化等に努め、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図るほか、市民が安全に安心して生活を営むことができるよう配慮するものとします。

中小企業者は、自らが地域社会を支える主体であることを認識し、必要な雇用環境の整備及び人材の育成に努めます。

経済団体の役割

経済団体は、中小企業者の経営の向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業振興のための施策に協力するよう努めます。

大企業者の役割

大企業者は、地域の雇用を生み出し、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与している中小企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者と連携した事業の機会を創出し、市が実施する中小企業振興のための施策に協力するよう努めます。

市民の理解と協力

市民は、中小企業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業振興に協力するよう努めます。

◎ 基本施策及び施策の取り組み

基本理念

【中小企業振興基本条例 第3条】

中小企業者自らの
経営向上及び業務
改善等の自主的な
努力の尊重

多様な技術や産業
基盤及び地域資源
の活用

市民の雇用機会の
確保と中小企業者が
求める人材の確保

中小企業者、市民、
市等が連携し協力
しながらそれぞれの
役割を果たすこと

基本施策

【中小企業振興基本条例 第4条】

① 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策

② 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策

③ 経営革新を支援する施策

④ 人材の確保及び育成を支援する施策

⑤ 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策

⑥ 産学金官の連携並びに異業種を含めた企業間の
連携による事業の共同化を促進する施策

⑦ 資金調達の円滑化の促進を図るための施策

⑧ 企業立地を促進する施策

⑨ その他、基本理念の実現に資する必要な施策

施策の取り組み

1. 白山市創業支援等事業計画に基づく支援
2. 伴走型支援体制の強化
3. 多種多様な創業者の育成

1. 地域の賑わい創出のための支援
2. 工場設備への投資促進のための支援
3. 事業承継や感染症、災害にも対応する経営支援体制の充実

1. 取引環境の変化にも対応できる企業の経営改革への支援
2. キャッシュレスやデジタル地域通貨への対応
3. 新製品の開発、新分野進出や販路拡大への支援

1. 就業機会の拡大及び人材確保への支援
2. 多様な人材の活躍
3. 働き方改革、健康経営の促進
4. 移住・定住や新たな働き方の推進
5. キャリア教育の充実
6. 人材育成の充実
7. 技能の継承と後継者育成

1. 地域資源PR拠点の拡大
2. 産業観光の振興
3. 広域観光の推進
4. 観光資源のブランド力の向上

1. 教育・学術研究機関、金融機関、企業との連携強化
2. DX、脱炭素など成長分野、新技術開発促進
3. 異業種間の企業連携によるビジネスの促進

1. 企業経営の安定と支援体制の強化

1. 工場立地助成金制度、本社機能立地助成金の活用
2. 工業団地の整備

1. 祭りやイベントを契機とした日ごろからの地域活性化

1. 基本施策の展開

① 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策

①－１：白山市創業支援等事業計画に基づく支援

実施主体	市（※①）・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○産業競争力強化法に基づき、本市は、国から平成27年、創業支援等事業計画の認定を受け、令和元年には、創業者数など目標値等の変更を行っています。 ○本計画では、創業支援等事業として、①ワンストップ窓口の設置、②創業に必要な要素と各連携機関が担う役割、③創業支援事業者との連携、④特定創業支援等事業を定め、創業応援塾（内容：経営、財務、人材育成、販路拡大）における支援を行っていますが、白山商工会議所管内のみにとどまっています。
基本的方向	○創業応援塾を全市的に展開し、創業する、あるいは、創業しようとする人を支援します。また、スタートアップ（※②）発掘・育成につながる大学や研究機関、民間事業者などと連携していきます。 ○また、移住を視野に全国的に情報発信するもの、ものづくりスタートアップ、創業塾後の対話型セミナーなど創業機運醸成イベントを開催します。
取組内容	・創業応援塾を全市的に展開 ・大学・研究機関、民間事業者、金融機関と連携、起業しようとする人の情報を関係機関が共有 ・創業機運醸成イベントの開催
目標指標	【指標】創業応援塾の受講者数 基準値：25人（令和3年度実績） 目標：40人（令和9年度）
備考	※①実施主体で「市」とあるものは、商工課を担当窓口とし、必要に応じて他課との連携を図るものとする。（以下の項目も同様） スタートアップとは ※②アメリカで使われ始めた言葉で、一般的には起業や新規事業の立ち上げを意味する言葉で、特に革新的なアイデアで短期的に成長する企業

①－２：伴走型支援（※）体制の強化

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○創業支援等事業計画の内容として、ワンストップ窓口の設置、創業に必要な要素と各連携機関が担う役割、創業支援事業者との連携があり、創業者の支援体制が重要です。 ○支援は、事業立ち上げ時のみならず、事業を軌道に乗せ、自走するまで継続することが必要です。
基本的方向	○市、商工会議所、商工会を中心に、市内民間金融機関及び日本政策金融公庫が、「傾聴と対話」を通じた伴走型支援を行います。さらに、創業に関し、様々なノウハウを持つ中小機構が、アドバイザーとして支援体制に参画します。さらに、専門的な分野では、北陸税理士会、石川県社会保険労務士会、石川県行政書士会、石川県宅地建物取引業協会などとも連携し、重層的な伴走支援体制を構築します。 ○商工会議所、商工会を中心に継続した個別相談支援や創業者同士が経営上の悩みを話し合う座談会など「傾聴と対話」を通じたフォローアップを実施します。特に、移住（出店）して日が浅い人や女性など、より支援が必要な創業者に対するフォローアップを充実します。そのために、商店街、町内会などの地域が起業家を育てていく機運を醸成します。また、創業者が参加する各種ビジネスコンテストへの応募を支援していきます。
取組内容	・金融機関とのネットワーク構築 ・中小機構のアドバイザー参加（相談、専門家・講師派遣など） ・北陸税理士会、石川県社会保険労務士会、石川県行政書士会、石川県宅地建物取引業協会と連携 ・商工会議所、商工会を中心とした「傾聴と対話」を通じたフォローアップ ・創業者同士の情報交換会の開催 ・商店街、町内会など地域が起業家を育てていく機運を醸成 ・大学・研究機関、民間事業者と連携したビジネスコンテストの応募支援
備考	※伴走型支援とは 中小企業の経営者と第三者（地域の商工団体や金融機関など）が継続的に対話を重ね、課題設定や課題解決の支援を行うことで中小企業の経営改革と自走化を促していくもの。 ①あくまで走る主体は当事者であり、伴走者は当事者が走れるように支援する。②伴走者は特定の専門性を発揮するのではなく、包括的に支援する。③当事者と対話を重ねながら、最終的には自走を目指すという考え方に立つ。

①－3：多種多様な創業者の育成

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○本市では、現在、製造業をはじめとした産業が好調であります、これからも、地域経済が持続可能となるためには、多種多様な創業者が様々なチャレンジしやすい環境づくりが必要となってきます。 ○現在、本市には、創業者に対する支援がありますが、エリア、業種が限定されており、創業数が伸び悩んでいます。
基本的方向	○次世代の地域経済を牽引する人が、夢を持って開業する、あるいは、新規事業でイノベーション（※①）を起こす、ビジネス視点で社会課題の解決を行うなど新たな価値を創出できるよう、補助制度の拡充や、中小機構、大学・研究機関と連携したインキュベーション施設（※②）、人材がゆるやかな関係で集まるコワーキングスペース（※③）やシェアキッチン（※④）など、チャレンジのための拠点整備をはじめとした環境づくりを目指していきます。
取組内容	・補助制度の拡充 ・創業者の情報共有 ・拠点整備の研究・検討 ・イベントなどを通じた創業者の掘り起こし ・移住創業の研究・検討
目標指標	【指標】起業家支援補助金の交付件数 基準値：1件（令和3年度実績） 目 標：50件（令和9年度）
備考	※①イノベーションとは これまでにない新しいサービスや製品などを生み出すこと。 ※②インキュベーション施設とは 創業初期段階の事業拡大や成功を支援する目的のもと、安価な賃料で事務所スペースを提供したり、事業の立ち上げに関する専門家によるサポートを提供したりする施設。 ※③コワーキングとは 主に個人事業者や小規模法人がオープンスペースを共用しながらそれぞれ働くこと。各自が自分の仕事をしながら自由にコミュニケーションを図ることで情報や知識を共有、新たな発想につなげる。 ※④シェアキッチンとは 1つの厨房機器を、複数の飲食店でシェアしながら利用し、料理を提供することができる施設。創業しようとする人にとって投資額を小さくし、様々な試みができるメリットがある。

② 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策

②－１：地域の賑わい創出のための支援

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○全国的に経営者の高齢化、後継者不足が進んでおり、本市においても同様の問題を抱えています。さらに、大型商業施設などが郊外をはじめ市街地に進出してきています。 ○これらの影響もあり、空き家、空き店舗など中心市街地の空洞化や、白山ろく地域の空き家率が高止まりしています。
基本的方向	○商店街による賑わい創出に向けた取り組みや、空き家利活用奨励金など空き家、空き店舗などで創業しやすい支援、環境づくりを行い、商店街をはじめ地域の活性化を図ります。 ○そのためには、①個店自らが意欲と工夫を高め、稼ぐ力を強化すること、②体験型店舗など魅力的で個性的な店舗を核とし、この店舗が、次の新しい店を呼ぶといった好循環を生み出すこと、この2つの考え方をもとに支援、環境整備を行います。 ○なお、商店街の考え方については、現在のような「線」ではなく、「面」とし、振興策を考えていきます。
取組内容	・ 空き家利活用奨励金の創設 ・ 石川県宅地建物取引業協会との協定に基づく連携 ・ 個店強化のための支援
備考	

②－２：工場設備への投資促進のための支援

実施主体	市・事業者
現状 ・ 課題	○人手不足とともに、設備の老朽化が進む中、中小企業の稼ぐ力を強化するためには投資による省力化・合理化を促進して生産性を高める必要があります。
基本的 方向	○石川県鉄工機電協会の「延払による機械設備貸与制度」及び石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」に係る利子補給制度の拡充を図り、今後より一層の利用促進に向けたPRを行います。
取組内容	・制度のPRの推進
目標指標	【指標】 中小企業設備投資促進事業の新規利用件数 基準値： 2件（令和3年度実績） 目 標： 5件（令和9年度）
備考	

②-3：事業承継（※①）や感染症、災害にも対応する経営支援体制の充実

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○事業承継や、生産性向上といった従来からの構造的な問題に加え、今般の新型コロナウイルス感染症拡大や、令和4年8月の大雨災害などが企業経営や地域経済に大きな打撃を与えており、回復・活性化を急ぐ必要があります。
基本的方向	○緊急的なものについては、事業者に対する支援金給付や補助、消費者に対する生活支援や消費喚起策を講じていきます。 ○長期的な視点では、中小企業が持続可能な発展のための経営相談事業を継続していきます。 ○感染症や災害に対しても、被害を最小限にとどめ、すぐ復活できるよう、事業継続計画（BCP）（※②）、事業継続力強化計画（簡易版BCP）（※③）策定の促進、支援を充実していきます。 ○従来からの重要な経営課題である後継者の育成・確保の問題については、第二創業（※④）の支援とともに、承継の準備は早めに進めていくことが大切であるという気づきの機会が持てるよう商工会議所、商工会などと連携しながら支援していきます。
取組内容	・事業継続計画（BCP）、事業継続力強化計画（簡易版BCP）の各種支援機関と連携した作成促進、支援 ・関係機関と連携したセミナーなどの受講機会の提供 ・第二創業の支援
備考	※①事業承継とは 会社の経営を後継者に引き継ぐこと。 誰に事業を承継（引継ぎ）するのかにはついては、大きく3通りの方法がある。①親族に承継。②親族外の従業員等に承継。③M&A（合併・買収）で承継。 ※②事業継続計画（BCP－Business Continuity Plan）とは 企業が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、事業の継続・早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における対応を取り決めておく計画のこと。 ※③事業継続力強化計画（簡易版BCP）とは 中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定。認定を受けた中小企業に対しては、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策がある。 ※事業継続計画と事業継続力強化計画の違い 認定の有無のほかに、事業継続力強化計画は、①すぐに行動に起こすことができる能力強化が優先、②事業継続計画で重視されている「中核業務（重要業務）」の特定がない、という違いがある。 ※④第二創業とは 第二創業とは、企業が承継を機に既存事業とは異なる新事業・新分野に進出することで経営刷新を図ること。

③ 経営革新を支援する施策

③－１：取引環境の変化にも対応できる企業の経営改革への支援

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○近年、新型コロナウイルス感染症拡大に加え、ウクライナ情勢に伴う原油価格や物価の高騰、円安など為替が不安定になっていることなど取引環境が大きく変化してきており、これに対応できるよう強靱な企業体質を備える必要があります。
基本的方向	○物価高騰、為替など取引環境の変化にも対応できる企業になるための意識改革を促進します。 ○政府系金融機関による低利融資など中小企業者が様々な支援措置を受けるための、中小企業新事業活動促進法に基づく「経営革新計画」(※①)作成を商工会議所、商工会、中小機構と連携し支援します。 ○そのほか、企業がDX(※②)技術を活用したシステムを構築するなどサプライチェーン(※③)の強靱化に向けた取り組みの検討を進めていきます。
取組内容	・経営革新計画作成の支援 ・経営革新計画に基づく支援事業の検討 ・石川県経営力強化総合支援アドバイザー派遣事業の活用 ・パートナーシップ宣言参画(※④)への周知啓発 ・交渉力向上のための支援の検討 ・サプライチェーンの強靱化支援の検討
備考	※①経営革新計画とは 国又は県が認定する計画で、中小企業者が、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること。 (認定のメリット) ①中小企業金融公庫、国民生活金融公庫などの政府系金融による低利融資制度②信用保証協会による信用保証の限度額の特例適用(別枠化)③特許料などの減免措置 ※②DXとは デジタルトランスフォーメーション(Digital Transformation)の略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。 ※③サプライチェーンとは 製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れ ※④パートナーシップ宣言とは 企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取り組み。サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携に取り組むことが目的。

③－２：キャッシュレスやデジタル地域通貨への対応

実施主体	市・商工会議所・商工会・市民・事業者
現状・課題	○近年は、クレジットカードや電子マネーなどキャッシュレス決済が急速に進展しています。消費者側のメリットとしては、現金を持ち歩く必要がない、ポイントがたまる、家計管理がしやすくなることがあげられます。デメリットとしては、不正利用される不安、災害時に利用できない、情報機器を苦手とする高齢者の方などが、スマートフォンなどの利用端末を所有していないために利用できないといったことがあげられます。店舗側のメリットとして、レジ業務の効率化、売り上げ管理の負担が軽減されますが、デメリットとしては、端末操作を覚える負担、初期費用、決済手数料が発生することがあげられ、決済事業者の加盟店に対する新たなサービスの提案や新規顧客の紹介、導入に対する負担軽減のための支援などが求められます。 ○デジタル地域通貨では、こういった特徴に加え、地域で独自ポイントを発行することとなるため、キャッシュレス決済に比べ、地域内消費や非営利活動に対して参加の動機付けとなるポイントがたまるといったメリットがある一方、域外で利用できない、公正な事業者の選定が困難、利用範囲が限定されるためポイントの流通量が少ないため経済効果が限られる、ポイントの財源をどうするかといった課題があります。
基本的方向	○上記のように、デジタル地域通貨は、キャッシュレスの延長線上にあるため、デジタル地域通貨導入を目標に検討していく必要があります。 ○デジタル地域通貨は、地域経済の活性化と地域コミュニティの活性化の2つの効果があるため、①新しい独自ポイントの発行の可否、②非営利活動に対するポイントの発行方法、③地域の経済活動や様々な非営利活動に対して付与されるポイントの統合化、④ポイントの流通量を大きくする方法、⑤端末などの導入と利用普及支援、⑥参加者全員にとってメリットがある仕組みを検討する必要があります。
取組内容	・デジタル地域通貨導入に向けての検討 ・既存ポイント事業との連携・統合に向けた検討 ・他地域の取組事例の情報収集と効果研究 ・市民、経済団体、非営利団体へのニーズ調査 ・マイナンバーカードの活用研究
備考	

③－３：新製品の開発、新分野進出や販路拡大への支援

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○近年、取引が地域にとどまらず、全国的、グローバル的になってきていることや、消費の飽和、消費者ニーズの多様化により製品・サービスの売り上げが伸び悩む状態となってきました。そのため販路拡大をはじめ、新たな事業、多角化などのチャレンジを行っていく必要があります。 ○従来から「石川ブランド製品」に認定された製品を「中小企業優秀製品」として、開発した事業者を表彰し、市内企業の製品・サービスなどのブランド化を図っており、販路拡大、新たな事業、多角化といった観点からも、これを推進する必要があります。 ○本市では、販路拡大のための施策として、中小企業の国内外での需要獲得と販路拡大を支援するため、「国際見本市出展事業奨励金事業」に基づき、各種の国際見本市への出展を支援していますが、周知不足もあり、出展件数が伸び悩んでいる状態です。
基本的方向	○ものづくり補助金など国、県制度の活用促進 ○国、県の制度以外にも、中小企業の事業多角化や業態転換などの新たな分野への進出、市場開拓に向けた販売方法の導入について、商工会議所・商工会と連携し、チャレンジの環境づくりや支援を行います。 ○より多くの製品・サービスが、中小企業優秀製品開発者表彰となるような様々なPRを行います。また、表彰後の支援も検討します。 ○「国際見本市出展事業奨励金事業」については、日本貿易振興機構や石川県産業創出支援機構と連携し、制度が利用しやすくなるよう改善するとともに、制度周知を徹底していきます。
取組内容	・地域独自のインターネットショッピングサイトのPR・支援 ・「国際見本市出展事業奨励金事業」の制度周知 ・日本貿易振興機構などと連携した出展支援 ・地域商社との連携による輸出促進 ・白山酒造組合、石川県食品協会との連携 ・産業フェアなどへの出展促進 ・その他販路拡大のための支援
目標指標	【指標】中小企業優秀製品開発者表彰件数 基準値： 1件（令和3年度実績） 目標： 3件（令和9年度） 【指標】国際見本市出展補助件数 基準値： 2件（令和3年度実績） 目標： 8件（令和9年度）
備考	

④ 人材の確保及び育成を支援する施策

④－１：就業機会の拡大及び人材確保への支援

実施主体	市・公共職業安定所・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○従来からの少子高齢化や、入社後のミスマッチなどによる退職に加え、初期の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う雇い止めとその後のウイズコロナによる経済活動の緩和を受け、企業の人材不足が深刻化してきています。 ○また、氷河期世代などは、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在も無職または不本意ながら不安定な仕事に就いている状態にあります。
基本的方向	○合同就職説明会を効果的に開催するとともに、関係機関と連携し、市内企業における大学生などのインターンシップの受け入れを推進し、地元企業の定着を図ります。 ○氷河期世代や経験者採用については、職場体験や実習などの試行的な雇用を行うことで、就労に結び付けていきます。 ○Ｕターンなどの推進については、県や民間事業者と連携し、定住と合わせ、スムーズに就労できるよう支援していきます。
取組内容	・合同就職説明会の効果的な開催及びインターンシップの活用 ・職場体験や実習などの試行的な雇用の推進 ・県や民間事業者と連携したＵターンなどの促進
目標指標	【指標】 白山市合同就職説明会の参加者数 基準値：２９人（令和３年度実績） 目標：５０人（令和９年度）
備考	

④－２：多様な人材の活躍

実施主体	市・公共職業安定所・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○2000年以降、日本では、労働人口の減少及び構成の変化により、労働力の確保が企業の課題として浮上してきました。これを解決するため、それまで労働力の中心ととらえていなかった女性や高齢者、障害者、外国人などの雇用に着目する企業が増えていきました。しかし、このような多様な人材を雇用するための働き方の整備が問題となっています。 ○「ダイバーシティ&インクルージョン」(※)という考え方は、この問題を解決する考え方として注目を集めてきています。多様な価値観やライフスタイルを持つ人材の雇用は、組織内のアイデアの活性化やイノベーション創出につながるというメリットがあり、本市の中小企業が持続的に発展していくためにも必要な考え方です。「ダイバーシティ」によって多様な人材を受け入れ、「インクルージョン」によって一人ひとりが事業に積極的に参加する機会を創出し、個々の能力を最大限に発揮できる環境が整うこととなります。
基本的方向	○SDGs推進の観点からも「ダイバーシティ&インクルージョン」という考え方が、イノベーションの創出が期待できる、当事者意識が強くなり労働意欲が高まる、個々のスキルアップや従業員の定着率につながるなど経営に大きなメリットがあることの理解啓発を推進していきます。 ○従来からの高齢者や障害者の能力開発や就労機会の提供については、引き続き実施していきます。
取組内容	・「ダイバーシティ&インクルージョン」に関する出前講座や、様々な媒体、素材を活用した周知 ・中高年齢者等職業訓練奨励金の交付 ・福祉・企業見学交流会の実施
目標指標	【指標】中高年齢者等職業訓練奨励金の交付実績 基準値：60件(令和3年度実績) 目標：80件(令和9年度実績)
備考	※「ダイバーシティ」とは 日本語で「多様性」という意味で、性別や年齢、国籍、文化、価値観など、様々なバックグラウンドを持つ人材を活用することで新たな価値を創造・提供する成長戦略。 ※「インクルージョン」とは 「受容」という意味で、従業員がお互いを認め合いながら一体化を目指していく組織のあり方。 ※「ダイバーシティ&インクルージョン」とは 従業員一人ひとりの多様性を受け入れることに加え、組織の一体感を醸成することで成長や変化を推進する取り組み。

④－３：働き方改革、健康経営（※）の推進

実施主体	市・公共職業安定所・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○平成31年4月より、働き方改革関連法の一部が施行され、「働き方改革」は、中小企業にとっても重要な経営課題の一つとなっています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまでの働き方が大きく見直されているところでもあります。 ○「働き方改革」とは、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です。日本が直面している少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、働くスタイルの多様化などの課題、変化に企業は対応していく必要があります。 ○健康経営について、日本では、「労働人口の減少」や「企業の健康保険料の増大」などの経済的・社会的な背景を受けて、2000年代前半より「人材を確保し、長く生き活きと働ける環境をつくること」の重要性が高まっていました。政府が、成長戦略として「国民の健康寿命の延伸」に関する取り組みの一つとして推進しています。
基本的方向	○本市では、平成26年度より、仕事と生活が調和する優良な事業所を表彰しており、育児休業や介護休業などの制度を利用するための取り組み、雇用安定や処遇改善のための取り組み、高齢者・障害者の雇用の取り組み、女性活躍の取り組みなどを表彰の内容としています。近年特に、社会情勢や価値観が変化してきており、これに対応すべく時宜をとらえて見直しを行っていきます。 ○また、従業員の健康管理を経営的な視点から実践し、生産性の向上などを促す取り組みである「健康経営」について、市は「健康づくり宣言事業所認定制度」、白山商工会議所は「健康経営取組事業所認定制度」を設けており、これらを推進することで、「人も自然も産業も元気なまち」づくりを行っていきます。
取組内容	・仕事と生活が調和する優良事業所表彰の推進 ・健康づくり宣言事業所認定制度の推進 ・健康経営取組事業所認定の推進
目標指標	【指標】仕事と生活が調和する優良事業所表彰件数 基準値： 1件（令和3年度実績） 目標： 3件（令和9年度）
備考	※健康経営とは 1992年に米国の経営心理学者のロバート・ローゼンが提唱した概念で、企業の持続的成長を図る観点から従業員の健康に配慮した経営手法のこと。従業員の健康が企業及び社会に不可欠な資本であることを認識し、従業員への健康情報の提供や健康投資を促す仕組みを構築することで、生産性の低下を防ぎ、医療費を抑えて、企業の収益性向上を目指す取り組み。

④－４：移住・定住や新たな働き方の推進

実施主体	市・市民・事業者
現状・課題	○本市では、白山手取川ジオパークに象徴される豊かな自然、人々の営み、生活の利便性がよいことに加え、子育て世代をはじめとした定住施策の充実により近年は、「住みよさ」が高く評価されています。 ○また、コロナ禍をきっかけに、地方に移住することや、テレワーク（※①）、サテライトオフィス（※②）、ワーケーション（※③）など密とならない、時間や場所を問わない柔軟な働き方が浸透してきています。
基本的方向	○白山ろく地域における手厚い支援など定住施策をさらに充実させるとともに、市外からの移住希望者には、オンライン相談を取り入れるなど本市の情報発信を推進するほか、移住検討段階で現地の様子を知るための宿泊補助を促進するなど相談体制の強化を図り、移住に向けた取り組みを進めていきます。 ○移住とならない場合でも、関係人口の考え方により、サテライトオフィスなど本市に一時滞在となる働き方を推進します。 ○ワーケーションについては、観光型をはじめ、働く人を地域住民のパートナーとしてとらえる地域交流型、社会課題解決型のものを目指します。
取組内容	・いしかわ就職・定住総合サポートセンターとの連携 ・移住支援金、サテライトオフィス立地促進補助金の利用促進 ・ワーケーション自治体協議会への参加 ・民間事業者と連携したサテライトオフィスの誘致 ・奨学金返還支援制度の創設
目標指標	【指標】定住奨励金交付件数 基準値：４４５件（令和元年度～令和３年度の平均） 目 標：５００件（令和９年度）
備考	※①テレワークとは 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。 ※②サテライトオフィスとは 企業の本社や支社から離れた場所に設置されたオフィス。生産性の向上、従業員の通勤負担低減といったメリットがある。 ※③ワーケーションとは 「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語。たとえば自宅以外の場所、観光地や帰省などの休暇先で仕事をすること。

④－５：キャリア教育（※）の充実

実施主体	市・公共職業安定所・商工会議所・商工会・学校
現状 ・ 課題	○近年、子供たちの生きる力を育成する観点から、学校での学びと社会との関連性を教え、学習意欲を向上させるとともに、学習する習慣を確立させる「キャリア教育」が注目されています。本市の次世代を担う人材育成を行うといった観点からも、重要な課題と言えます。
基本的 方向	○高校生について、市、公共職業安定所、商工会議所、商工会が連携し、本人が働く意義を理解し、希望する市内企業に着実に就職できるよう、高校に企業で働いている人を講師として招く、または、高校生が実際に企業へ赴き、実際の仕事が体験できるよう機会を提供していきます。現在、鶴来地域において、こういった生徒の自主性を尊重する取り組みがなされており、これを全市的に広げていきます。 ○なお、従来から実施している進路指導教諭対象の市内企業見学会についても、企業の求めている人材と生徒の適性をスムーズにマッチングさせるため引き続き実施していきます。
取組内容	・高校と企業の交流会を全市的に展開 ・交流会の内容充実 ・進路指導教諭対象の市内企業見学会の継続実施
備考	※キャリア教育とは 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。

④－6：人材育成の充実

実施主体	市・公共職業安定所・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○付加価値の高い、競争力のある製品・サービスを生み出し、企業成長を持続可能なものにするためには、人材の育成や学び直しができる環境が不可欠です。 ○特にDX分野は、日進月歩の技術的な進歩があり、生産性向上、コスト削減のみならず、多様化が進む顧客ニーズを満たす新たな価値提供が可能となってきています。 ○DXを推進していく上で重要なことは、「人」、「チーム」であり、エンジニアなどの技術系の人材をはじめ、ビジネスや新たな価値を提供するサービスを創造できる人材、これらをまとめ上げる人材など多様な人材を育成する必要があります。
基本的方向	○関係機関と連携しながら、様々な人材育成セミナーが受講できる機会を提供していきます。 ○市、公共職業安定所、商工会議所、商工会、大学、企業が連携し、人材育成や学び直しができる仕組みづくりを行います。 ○また、DX推進のためには、上記のように多様な人材、特に技術とビジネスの橋渡しをする人材が重要であり、企業がこういった人材を確保・育成できるよう支援を考えていきます。 ○まず、エンジニアなどの技術系の人材の育成支援を行い、次に、ビジネスや新たな価値を提供するサービスを創造できる人材やまとめ上げる人材などの育成支援を行っていきます。
取組内容	・各種人材育成セミナーの整理と周知、効果的な受講相談 ・大学と連携した学び直しの機会の提供の検討 ・人材育成、DXにおける課題の聞き取り（特に小規模事業者）
備考	

④－７：技能の継承と後継者育成

実施主体	市・商工会議所・商工会・事業者
現状・課題	○本市の製造業をはじめとした中小企業は、高度な技能に裏打ちされた「ものづくり」によって支えられており、そうした高い技能が後進に確実に継承されることが中小企業の振興にも大きく寄与しています。しかしながら、少子高齢化や人材不足の影響を受け、技術の継承も困難となってきています。 ○また、本市には、国指定伝統的工芸品（牛首紬、加賀繡（美川刺繡））、県指定伝統的工芸品（美川仏壇、檜細工）、希少伝統的工芸品（加賀獅子頭、太鼓、鶴来打刃物）など様々な伝統産業がありますが、同様に後継者不足などの課題があります。
基本的方向	○技能水準の向上及び伝統産業の振興発展を図り、技術を伝承していけるよう、より幅広く、優れた技能を持った人材を表彰して行きます。 ○また、伝統産業においては、近年、一部の事業者で、ブランド力向上のため、若い感性を持つアパレルなどの異業種との連携により活路を見出している動きがあり、若者の注目も高くなってきています。こういった動きが後継者育成につながらないか研究していきます。児童・生徒に対しても、伝統産業に興味を持ってもらえるよう体験の機会の提供を行っていきます。
取組内容	・表彰対象の分野拡大、女性技能功労者表彰の推進 ・企業間を越えたものづくりインストラクター制度創設の研究 ・アパレルなど異業種との連携の研究 ・伝統産業分野の企業説明会の参加促進 ・子どもたちに対して伝統産業の良さを知ってもらう機会の提供 ・高校生などのキャリア教育の中で、伝統産業へのインターンシップ（就業体験）制度を検討
目標指標	【指標】技能功労者表彰者数 基準値：4件(令和3年度実績) 目 標：6件(令和9年度)
備考	

⑤ 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策

⑤－１：地域資源PR拠点の拡大

実施主体	市・商工会議所・商工会・観光連盟・事業者
現状・課題	○本市には、国立公園に指定されている白山をはじめ、白山比咩神社や数多くの温泉、スキー場、白峰重要伝統的建造物群保存地区の街並みなど、魅力的な観光地に加え、特産品や伝統工芸なども数多くあります。これらの地域資源を活用した観光誘客のため、白山市観光連盟が中心となり、市内の観光資源の情報を収集し、誘客に向けた効果的な情報を発信する機能の充実を図ることが必要です。 ○また、道の駅や総合車両所、ビジターセンターを観光・産業振興の拠点とし、新たな誘客戦略として地域の活性化につなげることが求められています。
基本的方向	○市内の観光資源を調査・整理し、効果的に情報を発信する機能（プラットフォーム機能）を持つ白山市観光連盟と協働して、着地型旅行商品（※）の開発・販売などを行うほか、観光情報センターを運営し、観光客の誘客や、差別化した稼げる地域資源を活用した観光の活性化を図ります。 ○また、ビジターセンターを観光・産業振興の新たなPR拠点とします。
取組内容	・PR拠点としての道の駅、ビジターセンターの充実
備考	※着地型旅行商品とは 受け入れ側が主体となった旅行商品。

⑤－２：産業観光（※）の振興

実施主体	市・商工会議所・商工会・観光連盟・事業者
現状・課題	○本市は、北陸新幹線と在来線の２種類の総合車両所が立地する全国で唯一の都市であるほか、北陸鉄道の車両工場も立地しています。この特性を活かして「鉄道のまち」づくりを進めるとともに、観光資源としての活用が求められています。また、有力な観光素材であるビジターセンターなどを鉄道や周辺企業のものづくりと合わせ効果的に活用した産業観光に取り組み、観光誘客を図る必要があります。
基本的方向	○ビジターセンターなどを活用したものづくりの心に触れ、学び、体験する産業観光のまちづくりに取り組みます。 ○また、ビジターセンターなどを観光・産業振興の拠点として、「鉄道のまち」の魅力を全国的に発信するため、体験型のイベントなどを実施するとともに、旅行商品化を図ります。
取組内容	・産業観光の推進 ・鉄道のまちの発信事業の実施
備考	※産業観光とは 歴史的・文化的に価値のある工場や機械などの産業文化財や産業製品を通じて、ものづくりの心に触れることを目的とした観光

⑤－３：広域観光の推進

実施主体	市・商工会議所・商工会・観光連盟・事業者
現状・課題	○白山を囲む石川県、岐阜県、福井県の関係自治体で、環白山広域観光推進協議会を組織し、白山白川郷ホワイトロードを活用した観光ルートのPRに取り組んでいます。 ○また、本市周辺自治体では、北陸新幹線の延伸効果や小松空港からの入り込みを共有する地域であることから、加賀地域連携推進会議（オール加賀会議）を組織し、連携して加賀地域への誘客を図っています。 ○これらの取り組みを踏まえ、本市の魅力的な観光資源と城下町金沢、世界遺産白川郷、加賀温泉郷など周辺自治体を持つ観光資源を合わせ、広域的な滞在型観光による観光誘客に取り組む必要があります。 ○また、平成27年3月の北陸新幹線（長野－金沢間）開業に伴い、石川県内の観光客数は急増しており、本市にもその波及効果が及んでいます。今後は、北陸新幹線敦賀開業・大阪延伸や中部縦貫自動車道全線開通を見据えた3大都市圏からの誘客が求められています。
基本的方向	○環白山・加賀地域などの自治体と連携したイベントの開催などにより、地域への誘客を促進します。 ○近隣自治体と連携した観光プランによる誘客を図るほか、周遊ルートの作成など旅行商品の開発を推進します。 ○また、北陸新幹線敦賀開業・大阪延伸や中部縦貫自動車道全線開通を見据え、3大都市圏などからの誘客の促進を図ります。
取組内容	・環白山広域観光推進協議会を活用した誘客活動の実施 ・オール加賀会議と連携した広域観光事業の実施 ・近隣自治体との連携した事業の実施 ・3大都市圏からの誘客の強化
目標指標	【指標】観光入込客数 基準値：3,551,265人/年（令和3年度実績） 目標：4,678,000人/年（令和9年度） 【指標】宿泊客数 基準値：139,486人/年（令和3年度実績） 目標：226,000人/年（令和9年度）
備考	

⑤－４：観光資源のブランド力の向上

実施主体	市・商工会議所・商工会・観光連盟・事業者
現状・課題	○本市はこれまで、白山温泉郷やG I 白山（白山菊酒）などの重要な観光資源のブランド化を進め、観光客の誘致に取り組んできました。 ○引き続き本市特有の自然や文化、歴史などの観光資源について、さらに魅力を発掘しつつ、ブランド力の向上を図り、他との差別化による誘客力の向上を目指すことが重要です。 ○また、白山手取川ジオパークがユネスコ世界認定となれば、経済面で好循環となることが期待されます。
基本的方向	○自然や歴史遺産をはじめ、観光資源のブランド化に向け、各種関係団体の連携を深め、地域ぐるみの活動を盛り上げるとともに、官民が連携して観光のPR活動を展開します。特に、「ジオパーク」「北前船」「恋人の聖地」など、共通のテーマを持った全国の市町村との連携を図り誘客効果を高めます。 ○また、特産品や地元食品を販売する事業者と連携し、観光拠点内や観光PR会場での販売などを行い、ブランド力の向上を図ります。
取組内容	・観光資源のブランド化の推進 ・観光資源のPR
備考	

⑥産学金官の連携並びに異業種を含めた企業間の連携による事業の共同化を促進する施策

⑥－１：教育・学術研究機関、金融機関、企業との連携強化

実施主体	市・大学・研究機関・事業者・金融機関
現状・課題	○大学などの教育・研究機関と企業、行政が連携して、事業創出や技術開発などに取り組む「産学官連携」が各地で進んでいます。この「産学官連携」は、大学や研究機関が持つ研究成果、技術やノウハウを民間企業が活用し、実用化や産業化へと結びつける仕組みのことで、産学官連携を推進することによって、資源（資金、設備、技術）に不安がある企業においても、外部資源を活用した効果的な研究開発が可能となります。 ○一方、大学・研究機関は、市場や企業ニーズを的確にとらえた研究を行うことができるなどのメリットがあります。 ○近年は資金調達も視野に、金融機関やベンチャーキャピタル（※①）も加わる「産学金官連携」も始まっています。産学官の連携に金融機関などが加わることで資金調達が安定するだけでなく、金融機関が持っている経営のノウハウや金融機関を仲介した企業連携なども可能となり、連携の幅が広がります。
基本的方向	○地域経済の持続的な成長のためにも、付加価値の高い製品・サービスの開発を促進していきます。 ○そのためには、「学」のシーズ（※②）と「企業」のニーズ（※②）をつなぐコーディネーターの役割が重要となります。そのため大学コンソーシアム（※③）石川などの仕組みを活用し、大学や研究機関と地元企業とのマッチング機会を創出します。 ○また近年、若者を中心に、社会課題をビジネスで解決する動きも目立ってきており、こういった流れからも産学金官連携を推し進めていきます。
取組内容	・学のシーズ集の配布 ・企業のニーズ調査の実施 ・コーディネーターとの連携 ・企業の新技術の発表会の検討
備考	※①ベンチャーキャピタルとは 将来成長が見込める企業などに投資する組織のこと。 ※②シーズとニーズ ニーズとは、商品やサービスに対して顧客が求める潜在的な欲求のこと。シーズとは、企業が顧客に提供できる、商品の価値や強みのこと。 ※③大学コンソーシアムとは 近隣の大学などが共同で事業を行うために集まった組織。

⑥－２：D X、脱炭素など成長分野、新技術開発促進

実施主体	市・大学・研究機関・事業者・金融機関・商工会議所・商工会
現状・課題	○本市では、機械金属、化学工業、素材産業などのモノづくりを中心とした産業が好調であります。経済、科学技術のグローバル化がますます進む中、全世界的にD Xや脱炭素、A I（※①）、バイオテクノロジー（※②）、医療技術の進展など大きな潮流が現れてきております。 ○本市の産業・経済が大きく進展していくためにも、これらを成長分野ととらえていく必要があります。
基本的方向	○SDGsにおける「経済、社会、環境の3側面の新しい価値の創出と統合的向上」、「経済、社会、環境における複数課題の同時解決」といった観点からも、D Xや脱炭素などの成長分野の取り組みに重点を置いていきます。 ○本市の豊かな自然や産業の技術競争力を活かし、これらを推進していくことで、地域経済の持続可能な成長と地域の社会課題の解決の両立を図っていきます。
取組内容	・小規模事業者のデジタル技術の活用促進 ・エンジニアなど技術系の人材の育成と外部からの調達 ・白山市地球温暖化対策地域推進計画の推進 ・産学金官の連携
備考	※①A Iとは Artificial Intelligenceの略称。日本では一般的に人工知能とも呼ばれ、多くの場合、コンピュータの活用によって実現されているため、人間のような知能を、機能としてもつコンピュータと言い換えることができる。 ※②バイオテクノロジーとは 「Biology（生物学）」と「Technology（技術）」を合わせた言葉。動植物の持つ様々な機能を人類の生活に有効な形で役立たせる様々な技術のこと。

⑥ー3：異業種間の企業連携によるビジネスの促進

実施主体	市・大学・研究機関・事業者・金融機関・商工会議所・商工会
現状・課題	○近年、社会情勢やテクノロジーの進歩により消費者のニーズの幅が広がり続けています。その結果、企業はニーズの拡大に合わせて新しいものを提供し続けることが求められています。新商品や新しいサービスが生まれるスピード、そして消えゆくスピードが日に日に増していく中で、異業種連携により企業間で強みやノウハウ、人材を掛け合わせることは企業の課題解決に向けた大きな一手となり、新たな価値の創出できるといったメリットがあります。一方、連携相手を見つけにくい、スムーズに連携して事業を進めることが難しいといったデメリットもあります。
基本的方向	○理科系分野を中心に、異業種連携を推進します。 ○連携相手を見つけにくい、スムーズに連携して事業を進めることが難しいといったデメリットを克服するため、有効なマッチングができるような仕組みづくりを行っていきます。 ○また、掛け合わせることの強みや新たな価値の創出をいかに行うかを研究していきます。
取組内容	・企業のシーズ集の配布 ・企業のニーズ調査の実施 ・産学金官連携マッチングイベントやビジネス交流会などの参加促進 ・コーディネーターの育成 ・産学金官の連携をベースとした企業間連携の推進（特に金融機関との連携を強化）
備考	

⑦ 資金調達の円滑化の促進を図るための施策

⑦－１：企業経営の安定と支援体制の強化

実施主体	市・商工会議所・商工会・金融機関・事業者
現状・課題	○事業承継や、生産性向上といった従来からの構造的な問題に加え、今般の新型コロナウイルス感染症拡大や、令和4年8月の大雨災害などが企業経営に大きな打撃を与えており、中小企業の経営の維持・安定や近代化・合理化などを支援する必要があります。
基本的方向	○中小企業の経営の維持・安定や企業の近代化・合理化などを支援するため、各種制度融資を市と商工会議所・商工会との協力のもと継続して実施します。また、金融機関などの関係機関と連携し支援体制の強化を図ります。
取組内容	・時宜をとらえた融資制度の創設、改正と周知
目標指標	【指標】各種制度融資の新規申し込み件数 基準値： 5件(令和3年度実績) 目 標：10件(令和9年度)
備考	

⑧ 企業立地を促進する施策

⑧－１：工場立地助成金制度、本社機能立地助成金制度の活用

実施主体	市・事業者
現状・課題	○令和4年度から旭工業団地北部地区の第1期分譲を開始し、第2期についても順次分譲を行う予定であるほか、民間施行の工業団地の区画整理事業も予定されています。空き用地がある間は、制度を活用しようとする事業者は一定程度あるものと見込まれます。
基本的方向	○工場用地の取得や工場の建設等に際して、進出予定企業との補助金交付を前提とした事前協議を行い、市内における工場立地の促進を図るための事業者への支援を引き続き実施していきます。
取組内容	・企業誘致イベントへの積極的参加 ・県、関係団体との連携 ・民間施行により工業団地整備を行う土地区画整理組合との情報交換
目標指標	【指標】市内工業団地等への立地件数 基準値：5件（令和3年度実績） 目 標：10件以上（令和9年度） 【指標】本社機能移転企業数 基準値：4件（令和3年度実績） 目 標：4件（令和9年度）
備考	

⑧－２：工業団地の整備

実施主体	市・事業者
現状 ・ 課題	○令和4年1月に10年に一度の市街化区域の一斉見直しを実施し、約60ヘクタールの工業系用途の市街化区域編入を行ったところです。
基本的 方向	○まずは直近で編入した工業系用途における工業団地整備を推進・促進するほか、企業の拡張意向や経済動向を踏まえて、必要に応じて、工業系土地利用にかかる市街化区域編入を検討します。
取組内容	・新規工業団地の市街化編入に向けた検討 ・経済情勢や企業の需要を踏まえた工業団地整備
目標指標	【指標】 市内工業団地数 基準値：－（令和3年度実績） 目 標：4か所増（令和9年度）
備考	

⑨ その他、基本理念の実現に資する必要な施策

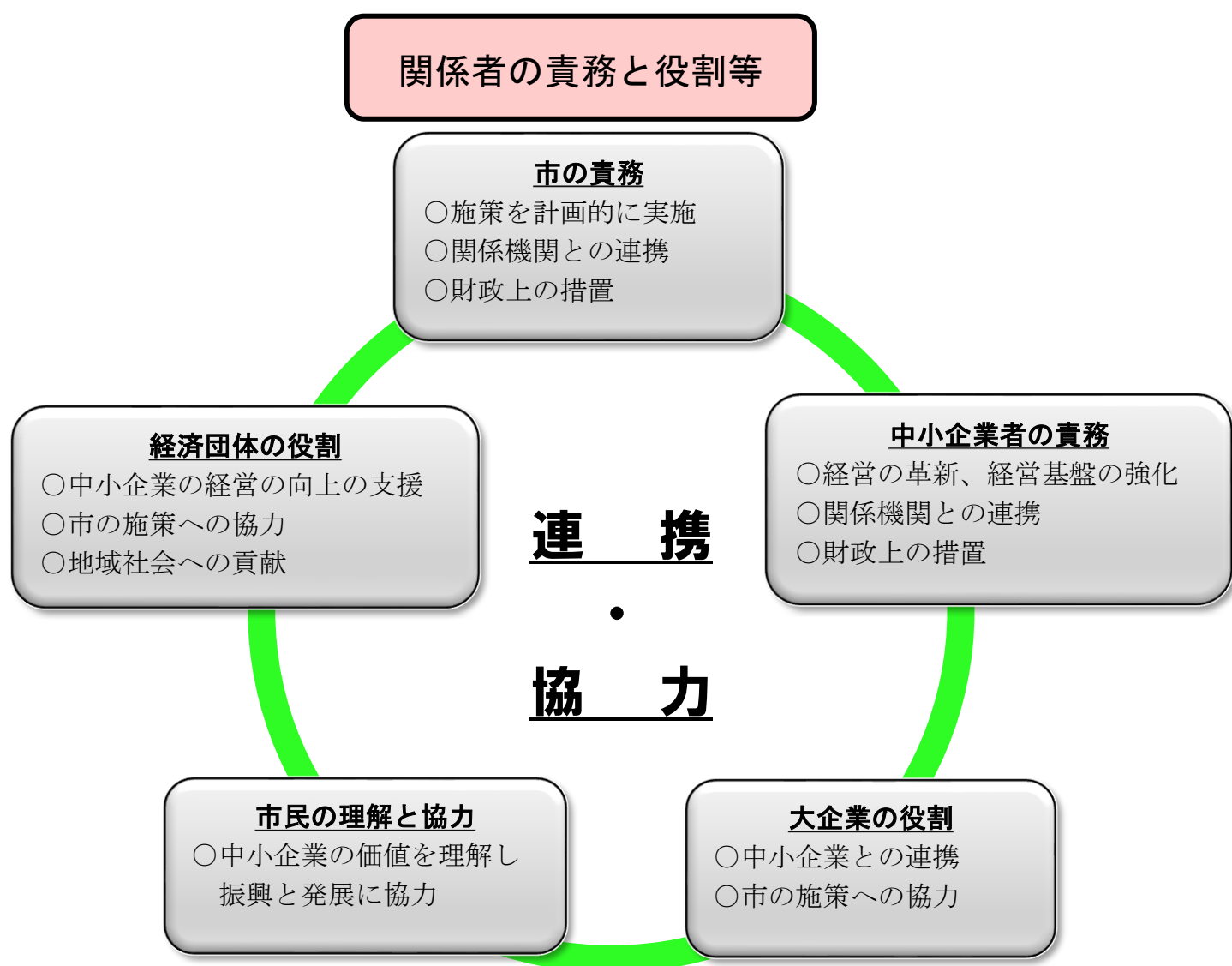
⑨－１：祭りやイベントを契機とした日ごろからの地域活性化

実施主体	市・商工会議所・商工会・観光連盟・事業者
現状・課題	○本市では、美川地域のおかえり祭り、鶴来地域のほうらい祭り、鳥越地域の一方向一揆まつり、白峰地域の雪だるままつりなど地域の伝統的な祭りや個性豊かなイベントがあり、毎年多くの来訪者で賑わいを見せています。
基本的方向	○これらの誘客性の高い祭り・イベントを契機として、日ごろからの地域の活性化や事業者の稼ぎにつながるよう、祭り・イベントを地元の人や来訪者の地域の再発見の場とし、改めて「来てみたい、体験・経験してみたい、味わってみたい」と思わせる仕掛けづくりを考えていきます。 ○また、価値観の変化に対応できるよう情報を収集し、対応していきます。
取組内容	・地元の人や来訪者に強い探求心、学び、思い出づくりをもたらす仕掛けの研究と実践 ・様々なライフスタイルや価値観に対応する商品・サービスづくりの促進
備考	

3. 推進体制、進捗管理と検証

本計画に基づく中小企業の振興は、条例の基本理念にも掲げたとおり、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力の下、市が国、県及びその他の関係機関との緊密な連携と一体的な展開を図りながら推進します。

本計画を確実に実施し、かつ、社会情勢の変化に柔軟に対応して取組内容などを適宜見直しを行うために、市組織内部の関係部局で定期的な進捗評価を実施するとともに、商工会議所・商工会や工業団地事務局長との連絡会議を毎年開催し、本計画についての評価や要望、意見を受け、これらの団体との連携と協力を推進します。



資料編

1. 中小企業の現状

(1) 白山市の人口

(現状、将来の見通し)

日本の総人口は 2007 年(平成 17 年)に 1 億 2,777 万人となり、以後は減少に転じています。

また、本県の人口は 1999 年(平成 11 年)の 118 万 4 千人をピークに、以降は減少に転じ、2040 年(令和 22 年)には 100 万人を割り込むと推計されています。

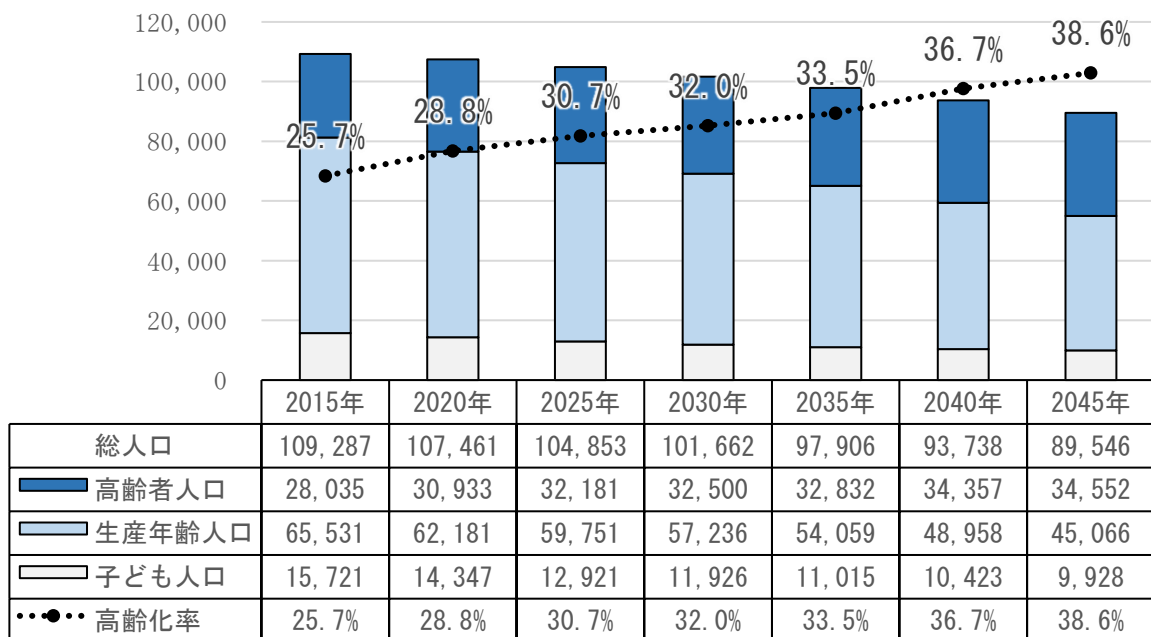
本市の将来人口についても、2045 年(令和 27 年)には同じように約 19,700 人が減少すると見込まれています。

特に、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満の人口)の大幅な減少は経済の縮小と税収の低下につながります。

また、高齢者人口(65 歳以上の人口)割合の上昇は、社会福祉や社会保障に係る費用の増大につながり、大きな財政負担となります。

白山市の将来推計人口

単位：人



出典：国立社会保障・人口問題研究所

※2015 年と 2045 年の比較

総人口	約 19,700 人	減少
(内訳) 高齢者人口	約 6,500 人	増加
生産年齢人口	約 20,500 人	減少
子ども人口	約 5,800 人	減少

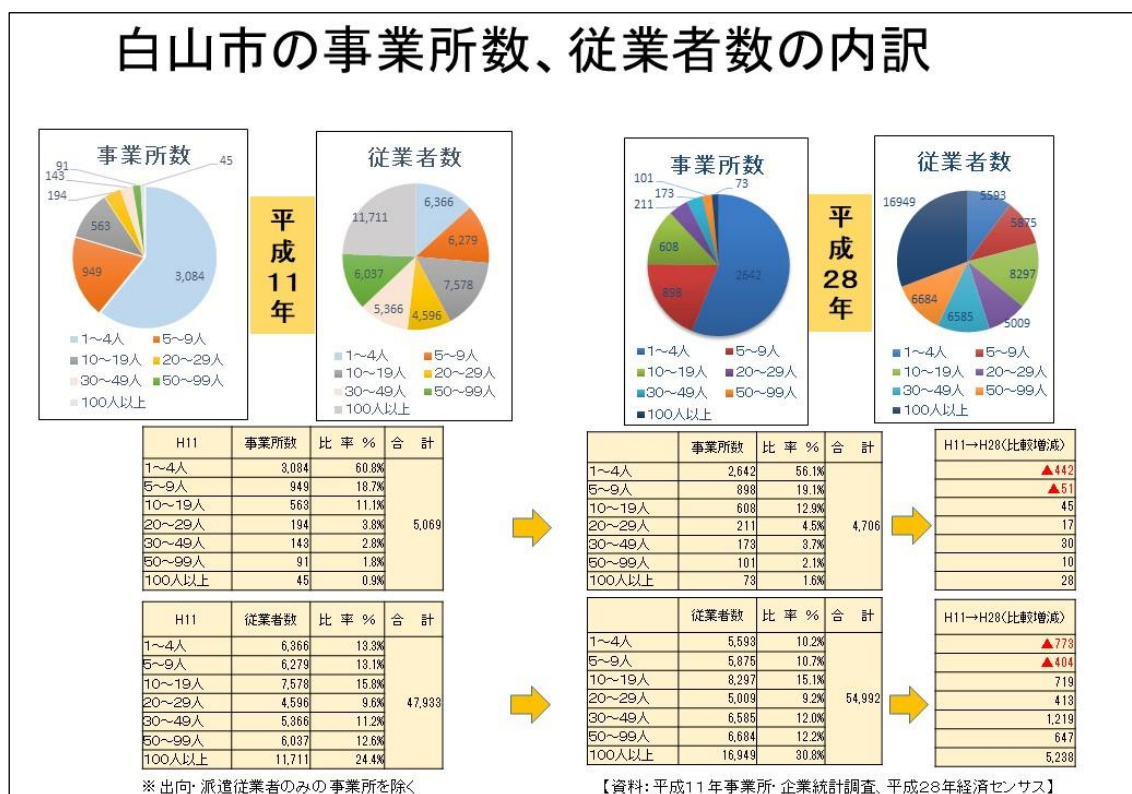
(2) 白山市の産業

(統計資料からみた現状)

① 事業所数、従業者数

1999 年(平成 11 年)の事業所・企業統計調査と 2016 年(平成 28 年)の経済センサスの結果を比較すると、事業所数は減少(5,069 事業所→4,706 事業所)していますが、従業者数は逆に増加(47,933 人→54,992 人)しています。

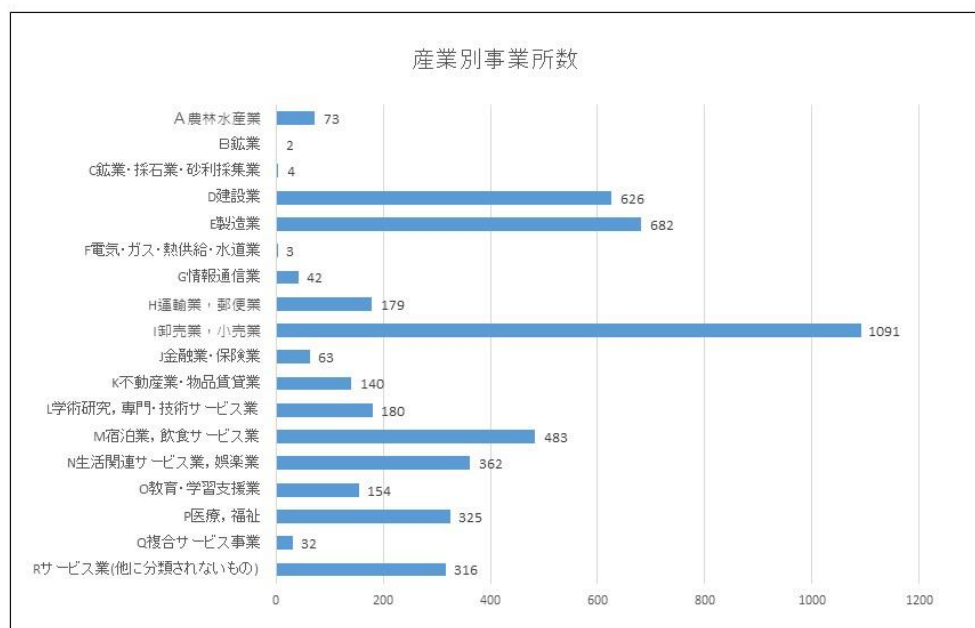
従業員数 100 人未満の事業所が 98.4%を占め、従業員 10 人未満の小規模事業所・従業員数の減少が著しいことがわかります。



② 産業別事業所数、産業別従業者数

2016 年(平成 28 年)の経済センサスの結果では、事業所数では「卸売業・小売業」が最も多く、次いで「製造業」、「建設業」の順で多くなっています。一方、従業者数では、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」、「運輸業・郵便業」の順で多くなっています。

産業別事業所数



※ 出向・派遣従業者のみの事業所を除く

【資料：平成28年経済センサス】

産業別従業者数



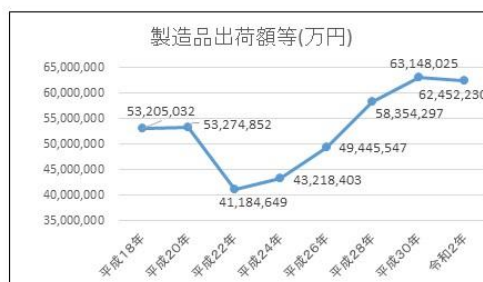
【資料：平成28年経済センサス】

③ 工業の推移

2006 年(平成 18 年)から 2020 年(令和 2 年)までの推移によれば、事業所数(451 事業所→389 事業所)と従業者数(18,269 人→21,613 人)は増減を繰り返す一方で、製造品出荷額等(532,050 百万円→624,522 百万円)は増加傾向にあります。

2008 年(平成 20 年)のリーマンショック以降、製造品出荷額等の落ち込みが見られましたが、近年は回復してきており、雇用も改善していることが分かります。

工業の推移

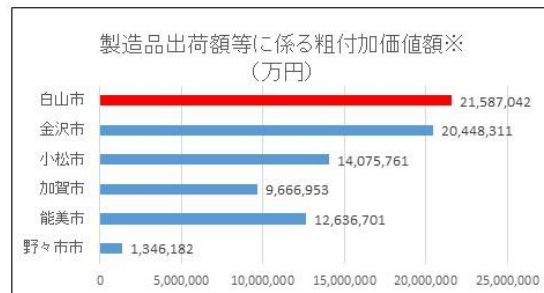


【資料:平成18年～22年、26年、令和2年工業統計調査、平成24年、28年経済センサス活動調査】

④ 工業規模（近隣市との比較）

2020 年(令和 2 年)の工業統計調査によれば、県内近隣市の中では、事業所数は 2 番目、従業者数・製造品出荷額等に係る粗付加価値額は最も多く、また、製造品出荷額等においても最大です。

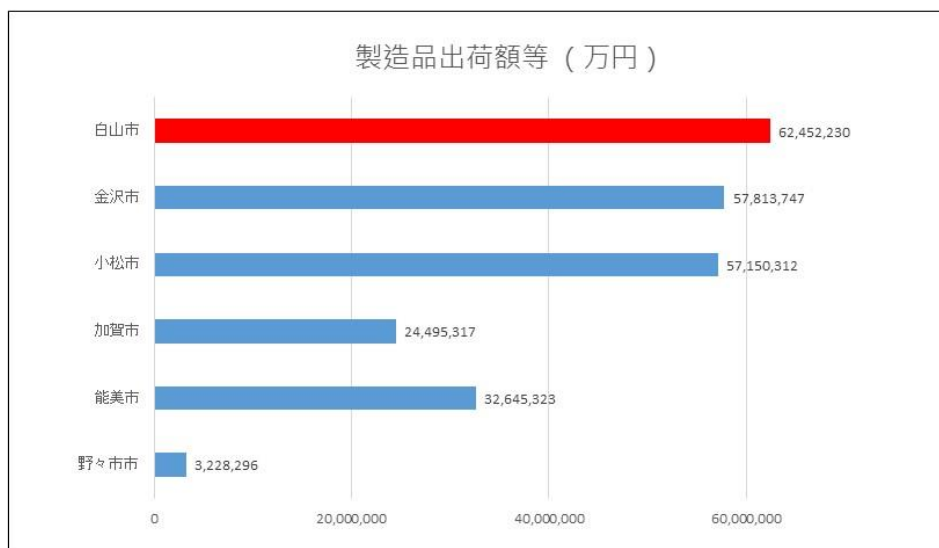
工業規模の比較(対近隣市)①



※付加価値額:総生産額から原材料費・燃料費などと減価償却費を差し引いたもので、人件費・利子・利潤の合計である。

【資料:令和2年工業統計調査】

工業規模の比較(対近隣市)②



【資料:令和2年工業統計調査】

⑤ 商業の推移

1997年(平成9年)から2016年(平成28年)の推移によれば平成19年度から平成24年にかけて商店数が大きく減少しています。工業の推移でも見られましたが、2008年(平成20年)頃からの世界的な不況に加え、日本国内での需要不足、東日本大震災等の影響が考えられます。また、2002年(平成14年)をピークとして商店数・従業者数ともに減少傾向にありましたが、2016年(平成28年)に商店数・従業者数・年間商品販売額のすべてで増加がみられており、北陸新幹線の金沢開業等による経済効果も一因と考えられます。

商業の推移



平成19年～平成26年
H20.9 リーマンショック
H21.1 世界の失業者数過去最大の2億3000万人(国際労働機関発表)
職を失う非正規社員12万5千人(厚生労働省発表)
内定を取り消された学生数過去最悪(厚生労働省発表)
6 日本経済、45兆円の需要不足(内閣府発表)
H23.3 東日本大震災
H26.4 消費税8%に引き上げ
H27.3 北陸新幹線金沢開業

【資料:平成9年～平成19年商業統計】

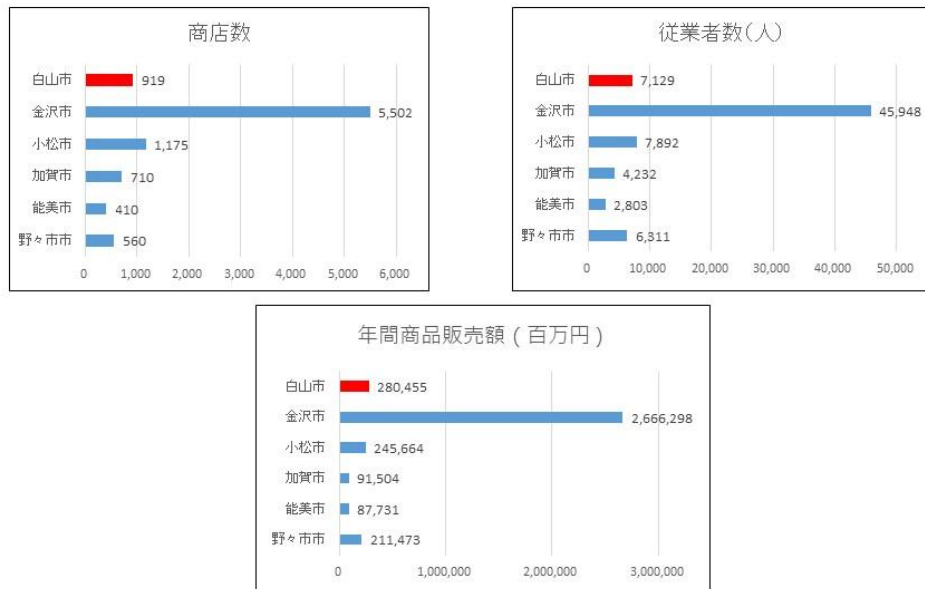
【資料:平成24年、28年経済センサス】

【資料:平成26年商業統計】

⑥ 商業規模(近隣市との比較)

2016年(平成28年)の経済センサスによれば、商店数・従業者数では、金沢市、小松市に次いで3番目、年間商品販売額では金沢市に次いで2番目です。

商業規模の比較(対近隣市)



【資料:平成28年経済センサス】

⑦ 消費者の購買動向

2016年(平成28年)の経済センサス、石川県の人口と世帯(石川県統計情報室調べ)の結果を参照して算出した地元購買率では83.8%となっており、購買力が、隣接している金沢市や野々市市へと流出していることが分かります。

また、第二次総合計画策定のための資料とするため、白山市が2015年(平成27年)に独自で実施したアンケート調査(15～80歳の市民10,000人を無作為に抽出して実施、回答率28.3%)では、日用品や食料の買い物は81%の消費者が白山市で行う一方、週末(休日)の買い物をはじめ、レジャー・レクリエーションや音楽会・観劇・映画鑑賞などのため、市外で行動する消費者が多い傾向にあります。

日用品や食料を購入する商店は、ほぼ消費者の需要に見合う販売額の実績をあげていますが、週末(休日)の買い物や娯楽等に関しては、消費者の需要に応えられる商業展開がされていないことがわかります。「日常生活に必要な消費」プラス「休日の娯楽のための消費」両方の喚起が必要といえます。

消費者の購買動向 ～地元購買率

自治体名	地元購買率※
白山市	83. 8%
金沢市	113. 5%
小松市	100. 0%
加賀市	90. 4%
能美市	55. 1%
野々市市	170. 6%
石川県平均	90. 2%

※市町村の住民1人当たりの年間小売販売額÷県民1人当たりの年間小売販売額の式で表され、数値が高いほど購買力の流入が大きい。

【資料：年間小売販売額は「平成28年経済センサス」、人口は「石川県の人口と世帯」を参照】

消費者の購買動向～日常生活での行動地域

①日用品や食料の買い物

白山市内 81%（野々市市9%、金沢市4%、川北町4%）

②週末（休日）の買い物

白山市内 58%（金沢市21%、野々市市12%、川北町3%）

③レストラン等での飲食

白山市内 41%（金沢市34%、野々市市17%）

④レジャー・レクリエーション活動

白山市内 32%（金沢市24%、野々市市3%）

⑤音楽会・観劇・映画鑑賞など

白山市内 5%（金沢市63%、野々市市13%）

【資料：独自のアンケート（第二次白山市総合計画策定に向けた基礎的資料とするため）】

⑧ 産業の特徴（シェア日本一の企業は？）

石川のニッチトップ企業（令和4年3月）によれば、製造業において、国内・世界において高いシェアを占める企業があります。

特定の分野において圧倒的な市場シェアを占めるニッチトップ企業は市場の拡大とともに大きく飛躍する可能性を秘めています。

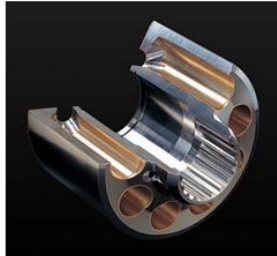
部品製造から完成品製造まで幅広い企業が立地しており、それぞれが強みを生かした事業を展開しています。各業界のトップレベルの技術を持つ企業が集積していることから、「ものづくり」の強さが白山市の産業の大きな特徴となっています。

産業の特徴～シェア日本一～

企業名	生産品目	国内推定シェア (企業自己申告)
アイナックス稲本(株)白山工場	業務用大型洗濯機・大型乾燥機	50%
(株)明石合銅	建設向け油圧ポンプ用バイメタル製シリンダブロック	90%
(株)アクトリー	産業廃棄物等の処理装置	30～40%
アサヒ装設(株)	業務用食品加工調理機	70%
石川技研工業(株)	建築金物用ステンレスクラッドパイプ	50%
EIZO(株)	医用画像表示用モニター	80%
	カラーマネージメントモニター	70%
	航空管制用モニター	90%
オリエンタルチエン工業(株)	超小型チェーン	100%
(株)金沢村田製作所	表面波デバイス	世界50%
(株)木地リード	エアージェット機用プロファイルリード	50%
共伸工業(株)	遺体保管庫	90%
(株)歯愛メディカル	歯科材料の通信販売	69%
昭和精工(株)	CNCドリルマシン(平鋼材用)	60～70%
	カッターマシン(5種切断複合機)	70～80%
中村留精密工業(株)	自動レンズ芯とり機	50%
(株)BBS金明	ウェハーエッジポリッシングマシーン	世界90%
(株)フェローテックマテリアルテクノロジーズ	快削性セラミックス	60%

【資料:石川のニッチトップ企業R4. 3】

産業の特徴～参考画像～



(株)明石合銅
パイメタル製シリンダブロック



(株)EZO
医用画像表示用モニター



オリエンタルチェン工業(株)
超小型チェーン



(株)BBS金明
ウェハーエッジポリッシングマシン

⑨ 産業の特徴（就業率）

2020 年(令和 2 年)国勢調査によれば、白山市は、男女ともに石川県全体の就業率を上回っています。

産業の特徴～就業率～

自治体名	就業率（％）	
	男性	女性
白山市	70.4%	55.4%
金沢市	69.8%	55.0%
小松市	71.2%	55.5%
加賀市	67.2%	53.0%
能美市	70.0%	56.5%
野々市市	70.8%	59.7%
石川県	68.5%	53.9%
富山県	68.8%	53.4%
福井県	70.4%	55.4%
全国	68.5%	51.7%

就業率＝就業者数÷15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く)

【資料：令和2年国勢調査】

2. 白山市中小企業振興基本条例

白山市は、日本三名山の一つである霊峰白山を仰ぎ、手取川が潤す肥沃な扇状地や日本海の豊かな自然と地域資源に育まれ、先人のたゆまぬ努力により今日の産業が築き上げられ発展してきました。

本市においては、小規模企業を含む中小企業（以下「中小企業」といいます。）が事業所の多くを占め、それらが産業の中心的な役割を担ってきました。更に本市が住みやすい、魅力あるまちになるためには、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが重要です。

しかしながら、近年、人口の変動や経済のグローバル化による企業間競争の激化等の著しい構造的変化に直面するほか、優秀な人材の確保や育成、企業経営者の高齢化を踏まえた事業の継承等の多くの経営課題を抱えており、本市の中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきております。

本市の産業が持続的に成長及び発展を遂げるためには、改めて中小企業が地域経済の重要な担い手であるという認識を地域全体で共有し、中小企業の経営の安定と経営基盤の強化を図ることが必要です。

このため、中小企業の振興に向けての基本理念を明らかにするとともに、その方向性を示し、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、本市の中小企業の振興について基本理念等を定めることにより、中小企業の振興に関する各種支援策を総合的かつ計画的に実施し、地域経済の持続的な発展及び地域活力の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者であつて、本市に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

(2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤若しくは通学する者をいう。

(3) 経済団体 中小企業に対して支援を行う団体で、本市に事務所等を有する次に掲げるものをいう。

ア 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める団体

(4) 産学金官 中小企業、大企業、大学等の研究機関、金融機関及び行政をいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の会社等であって、本市に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業者が多様な事業の分野において特色のある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることから、中小企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

(1) 中小企業者の自らの経営向上及び業務改善等の自主的な努力を尊重するものとする。

(2) 多様な技術及び産業基盤並びに地域資源を活用するものとする。

(3) 雇用の機会を確保するとともに、中小企業者が求める人材の育成及び確保に努めるものとする。

(4) 中小企業者、市民及び市が連携し、協力しながらそれぞれの役割を果たすものとする。

（基本施策）

第4条 本市の中小企業の振興は、国、県、市その他関係機関及び経済団体と連携を図りながら、前条の基本理念に基づき、次の施策を推進するものとする。

(1) 創業の促進及び新たな事業活動を支援する施策

(2) 経営の安定及び経営の基盤を強化する施策

(3) 経営革新を支援する施策

(4) 人材の確保及び育成を支援する施策

- (5) 地域資源を活かした創造的な産業を促進する施策
- (6) 産学金官の連携及び異業種を含めた企業間の連携による事業の共同化を促進する施策
- (7) 資金調達の円滑化の促進を図るための施策
- (8) 企業立地を促進する施策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の基本理念の実現に資するために必要な施策

(市の責務)

第5条 市は、第3条の基本理念にのっとり、中小企業をはじめとした産学金官及び経済団体との連携を図り、効果的に施策を実施するものとする。

(中小企業者の責務)

第6条 中小企業者は、経済的社会的な環境の変化に即応するため、中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新、経営基盤の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図るほか、市民が安全に安心して生活を営むことができるよう配慮するものとする。

2 中小企業者は、自らが地域社会を支える主体であることを認識し、必要な雇用環境の整備及び人材の育成に努めるものとする。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、中小企業者の経営の向上のための支援に取り組むとともに、市が実施する中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、地域の雇用を生み出し、地域社会の活性化及び市民生活の向上に寄与している中小企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者と連携した事業の機会を創出し、かつ、市が実施する中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第9条 市民は、中小企業者が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

3. 白山市中小企業振興計画（後期）の策定経過

（1）白山市中小企業振興計画策定委員会設置要綱

平成29年8月1日

白山市告示第199号

（設置）

第1条 本市の中小企業の振興に関する基本計画（以下「中小企業振興計画」という。）を策定するため、白山市中小企業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、中小企業振興計画の策定に関し必要な事項を審議する。

（組織）

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済産業団体が推薦する者
- (3) 労働行政機関が推薦する者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から中小企業振興計画の策定が終了する日までの期間とする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業部商工課において処理する。
(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(2) 白山市中小企業振興計画策定委員会委員名簿

任期：令和4年9月1日～白山市中小企業振興計画策定が終了する日

	氏 名	ふりがな	所属等
学識 経験者	野林 晴彦	のばやし はるひこ	金沢星稜大学経済学部 教授
経済産業 団体	中尾 一也	なかお かずなり	白山商工会議所 事務局長
	松本 毅	まつもと つよし	美川商工会 事務局長
	石田 清久	いしだ きよひさ	鶴来商工会 事務局長
	澤田 敏矢	さわだ としや	白山商工会 事務局長
労働行政 機関	杉野 好章	すぎの よしあき	白山公共職業安定所 所長

（３）白山市中小企業振興計画（後期）の策定経過

時期	会議等	主な内容
令和4年 10月25日（火）	第1回策定委員会	・市長の諮問 ・中小企業振興基本条例及び計画の進捗、目標達成度の評価 ・前期の振り返り
12月2日（金）	第2回策定委員会	・計画案について 現況、課題整理、基本的な方針の審議
12月19日（月）	市議会産業建設常任委員会	・計画概要について報告
12月22日（木）	市議会全員協議会	・計画概要について報告
令和5年 1月20日（金）	第3回策定委員会	・計画案について 策定委員会としての最終案を作成
1月27日（金）～ 2月9日（木）	パブリックコメント	・市ホームページや市役所本庁、支所、市民サービスセンターでの閲覧
2月22日（水）	答申	・市長への答申
3月14日（火）	市議会産業建設常任委員会	・計画案について報告
3月22日（水）	市議会全員協議会	・計画案について報告